

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成26年7月9日(水)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

坂本俊治, 鈴木壽美子, 田中 実, 萩原綾子, 村松昭彦, 高木均, 山本雅昭(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 根立智美(検察官), 長谷川憲一, 生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

宮城英夫(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 小磯 治(首席書記官), 田村泰志(次席家庭裁判所調査官)

(庶務)

櫻井博三(総務課長), 藤澤真由美(総務課課長補佐)

4 議事内容等

- (1) 新たに任命された委員2名の委員から自己紹介がされた。
- (2) 事務局から, 今回の委員会テーマである「少年事件における社会資源の活用」について, 広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」の上映, 少年審判手続に関する説明, 事件動向及び静岡家裁における教育的措置について説明がされた。
- (3) 各委員から次のような質問, 意見が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇事務担当者発言)

○ 付添人はどういう人か。

◇ 成人の刑事事件における弁護士に近い役割を担うが, 少年事件では事案によって異なり, 少年が事実を否認をしているときや示談の交渉が必要な場合には弁護士の方に, 保護者の代わりに必要な場合には民間の有識者で作る少年友の会の方等に付添人

をお願いすることがある。

- ◇ 少年友の会の付添人活動は減っており、去年はゼロであった。少年にとっては、法律のプロではない父親，母親代わりのような人が付き添うことも大事だと思っているが，弁護士が頼まれることが増え，民間人が頼まれることが減っている。
- ◇ 弁護士の付添人が増えているのは，社会全体が手続きや権利の保証を求めるようになり，かつ，弁護士会が付添人活動に力をいれていることにある。もともと弁護士の付添人と少年友の会を始めとする社会的経験者の付添人では付添人としての立場，役割が若干違うところがある。守備範囲が異なっているので，事案によっては，法律的な面は弁護士，家庭環境の調整や少年の相談相手については少年友の会にお願いし複数つけることも考えられる。
- ◇ 事案によっては必要的付添人といって，必ずつけないといけないこともある。
- 観護措置で鑑別所に入った少年は今後どうなるのか不安な状況に置かれるので，法律の専門家である弁護士の付添人から手続の説明を聞くと少年は安心できる。一方，これから自分はどうやって生きていくのかという点の悩みについては，人生経験豊かな方が相談相手になると安心できるので必ずしも弁護士でなくてもよく，複数の付添人をたてるのもいいことだと思う。
- 観護措置決定の激減の理由はどういうことか。
- ◇ 一つには，少年人口の減少がある。
- ◇ 非社会的な少年が増えているということもある。単に大きな事件を引き起こして観護措置をとられるというよりも，事件は様々だが医者に掛かっていると家に引きこもって出てこないとかいう少年が少なくなく，1つ1つのケースが難しくなっているものの，必ずしも観護措置とは結びつかない。
- 調査期間は長くなっていると思うがどうか。
- ◇ 問題の根の深いケースが増えており，どういう指導や処分をするべきかということで，繰り返し面接をしたり，少年鑑別所に通わせて行う在宅鑑別を受けさせるケース等もある。いくつかのケースについては教育的な措置を講じて指導したりするのでそれなりの

期間がかかっているが、難しいからどんどん処理が長期化しているということはない。

- 補導委託のなかで身柄付補導委託と短期補導委託はどのような違いがあるのか。
- ◇ 身柄付補導委託は少年を民間の施設や篤志家に預けて、そこで生活をさせる中で生活指導や職業指導をするもの。短期補導委託は、引き続き家庭で生活するが、施設等に通所させて活動させるもの。身柄付補導委託は少年の身柄を委託先に預けて、生活の場を委託先に移した上で生活全般に対する指導を行うので、調査官も親も委託先に会いに行くことになるが、短期補導委託の場合だと少年は基本的に自宅にいるという大きな違いがある。
- 身柄付補導委託と短期補導委託はどれ位の割合か。
- ◇ 近年減っていて数は少ないが、身柄委託3に対して、短期補導委託は5の割合である。
- 再犯率はどうなっているのか。
- ◇ 正確な統計はとれていない。20歳で少年でなくなるので、その後再犯があってもわからないし、非行の低年齢化ということで何らかの再犯をする可能性は増えているということもある。
- ◇ 同じ少年が非行を重ねるパターン等いろいろあって、どういう数をどういう数で割るかで再犯率も変わってくるが、少年院を出ての再犯率、保護観察になったの再犯率、不処分決定、審判不開始で終わっての再犯率で意味が違ってくる。再犯率をなんらかの再犯があった率とすると3割くらいになってしまうのではないか。ただし、少年をただ率として見るのではなく、一人一人の問題点を見て、いかに社会が少年を立ち直らせていくのか、少年院でどのように学ばせることが少年の更生、再犯防止につながるかということだと思う。
- 少年が少年院から戻って来ても、家庭の状況が変わっていない場合や、少年院帰りのレッテルを貼られている状況のなか、学校や友人がどう受け入れるか、現実には厳しい面がある。そういう意味では社会資源は大事だと思う。
- 発達障害が増え、いろいろなパターンもあるので、これからは発達障害への理解が受け入れる側にも必要になってくる。

- もっと早く発達障害の児童に適切に接していれば二次障害がもっと防げるのではないかとこの部分がある。
- 社会資源の利用に関し、新しい取り組みとして自転車再生事業をしているということですが、少年は達成経験が少なく、何かなしとげることによって達成感や頑張ることを経験させるのがいいので、似たような事業を見つけることができるといいのではないかと思う。万引き被害を考える講習ということで被害者の声を聴かせるのは被害者の気持ちを理解して再犯をしないよう思いとどまる契機になるので、いい取り組みだが、暴行等の精神的な被害をうけている被害者がいる事件にあっては、また違う被害者の声を聞くことも大事だと思うので、自分の犯した事件に関係のある被害者の声を聞けるパターンを用意しておくといいと思う。
- ◇ 傷害等の重大な人的被害を与えた少年に、子供が暴行を受けて高次脳機能傷害となった方の親に、示談ではすまない一生介護が必要な話をしてもらって、感銘を受けたケースが他庁ではあるなど、庁により様々な取り組みをしている。
- 一緒に茶摘みをしたりして、親や兄弟も来る中で見ていると素直な優しい子であるが、優しい子は誘惑に弱かったりして、そういう環境におかれると自分を守れない。施設も一生懸命やってくれているが、家庭も大事だと思う。
- NPO活動に取り組むのはいいと思う。NPO活動に参加することによって、社会として受け入れて、社会の一員として更生するという意味で重要だと思う。

## 5 次回テーマ及び期日

次回テーマは「家庭裁判所を利用しやすくする方策」とし、次回期日については、12月開催とし事務局において改めて調整の上で決定することとなった。